

柏崎市移住・定住推進パートナーチーム設置要綱

(設置)

第1条 柏崎市移住・定住推進行動計画（以下「行動計画」という。）を推進するに当たり、事業者及び市民等と連携して取り組むため、柏崎市移住・定住推進パートナーチーム（以下「パートナーチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 パートナーチームは、行動計画に示す本市の目指す姿の実現に向けて、検討、協議及び市への提案等を行うとともに、自らも本市の目指す姿の実現に寄与する取組を行うものとする。

(設置期間)

第3条 パートナーチームの設置期間は、令和4（2022）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までとする。

(組織)

第4条 パートナーチームは、8人以内のメンバーをもって組織する。

(メンバー)

第5条 メンバーの選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第6条 メンバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、メンバーが欠けた場合の補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダー及びサブリーダーをそれぞれ1人置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、市長が指名するメンバーをもって充てる。
- 3 リーダーは、会務を総理し、パートナーチームを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 パートナーチームの会議は、リーダーが必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 リーダーは、会議を招集する時はメンバーの半数以上が出席できるよう、日程に配慮するものとする。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議にメンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議録の公開)

第9条 リーダーは、会議録を作成し、メンバーの承認を受けるものとする。

- 2 会議録は、公開とする。ただし、パートナーチームの決定により、一部又は全部を非公開とすることができます。

(守秘義務)

第10条 メンバーは、本業務において知り得た情報について、非公開とした情報及び個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないものとする。

2 前項は、任期中及び任期終了後においても同様とする。

(謝礼及び実費弁償)

第11条 メンバーへの謝礼等については、予算の範囲内で市長が別に定める。

(運営及び庶務)

第12条 パートナーチームの運営及び庶務は、総合企画部元気発信課が処理する。

2 前項について、事業者に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーチームの運営に関し必要な事項は、リーダーがパートナーチームに諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(メンバーの任期に関する経過措置)

2 第4条及び第5条の規定により最初に選任するメンバーの任期は、第6条の規定にかかわらず、令和6（2024）年3月31日までとする。